

2016年3月4日

被保険者各位

富士通健康保険組合

【印 略】

健康保険法等の一部改正に伴う変更について（ご通知）

当健康保険組合の運営にあたりましては、種々ご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
健康保険法の一部改正等に伴い、変更事項を下記のとおりご通知いたします。

記

●健康保険法等の一部改正に伴う変更について

(1) 標準報酬月額と標準賞与額の上限額変更(改定年月:2016年4月)

| | (現行) | | (改定後) |
|-------------|------------|---|------------|
| 標準報酬月額 | 1,210,000円 | ⇒ | 1,390,000円 |
| 標準賞与額(年度累計) | 5,400,000円 | ⇒ | 5,730,000円 |

[標準報酬月額の内訳] (以下の等級が追加となります。)

| 等級 | 標準報酬月額 | 報酬月額 |
|----|------------|---------------------------|
| 47 | 1,210,000円 | 1,175,000円以上 1,235,000円未満 |
| 48 | 1,270,000円 | 1,235,000円以上 1,295,000円未満 |
| 49 | 1,330,000円 | 1,295,000円以上 1,355,000円未満 |
| 50 | 1,390,000円 | 1,355,000円以上 |

[連絡事項]

- ・変更の対象となる方には、事業所より通知されます

(2) 傷病手当金 および 出産手当金の日額算出式の変更(改定年月 2016年4月)

| 現行 | 支給日の標準報酬月額÷30(標準報酬日額) |
|-------------|--|
| 2016年4月1日より | 支給開始日の属する月以前の12ヶ月間の標準報酬月額の平均額÷30(標準報酬日額) |

※支給開始日の属する月以前の標準報酬月額が12ヶ月に満たない場合は、直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額÷30、あるいは支給開始日の属する年度の前年度の9月末の全被保険者の標準報酬月額の平均額÷30のいずれか少ない額になります。

※延長傷病手当金も同様の取扱いになります。

(3)入院時食事療養費の患者負担額変更(改定年月 2016 年 4 月)

入院と在宅療養の負担の公平性を図る観点から、段階的に負担額が見直しとなります。

| 負担額 (1食あたり) | |
|-----------------|------|
| 現行 | 260円 |
| 2016年4月1日より | 360円 |
| 2018年4月1日より(予定) | 460円 |

※低所得者、指定難病・小児慢性特定疾病患者、既に精神病床に1年以上継続して入院しており、変更日以後引き続き入院する方は据え置きとなります。

(4)海外療養費の申請に伴う変更

虚偽の申請を行う不正請求事案が相次いでいることから、審査強化のため、以下2点が変更(追加)となります。

- | |
|--|
| ①旅券・航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写しの添付 |
| ②海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書 |

(5)短時間労働者に対する被用者保険適用拡大(改定年月:2016年10月)

被保険者となる適用条件が変更となります。

- | | |
|------------------------|----------------|
| ①週の所定労働時間が20時間以上 | ④学生は適用除外 |
| ②月額賃金が8.8万円(年収106万円)以上 | ⑤従業員が501人以上の企業 |
| ③勤務期間が1年以上見込まれる | |

[連絡事項]

- ・現在被扶養者になっている方で、2016年10月から勤め先(パート等)の被保険者として社会保険に加入することになった場合には、被扶養者から抜ける手続きを行っていただき、健康保険証を返却いただくこととなりますので漏れなくお手続きいただきますようお願いいたします。

以上
適用給付グループ
連絡先: 044-738-3010